

続々々・良く利用され なお美しい 矢作川の創造をめざして ——矢作ダム研究と環境容量——

Towards the creation of beautiful Yahagi River even hardly utilized IV.

新見幾男

Ikuo NIIMI

平成9年に新しい河川法が制定され、これまでの河川法の治水と利水の規定が改善された上に、「河川環境の保全」と「地域の意見を反映した河川整備」の諸規定が付け加えられた。コンクリート三面張りの河川に象徴されるような治水・利水一辺倒の河川整備の時代がやっと終わり、人の生活にうるおいをもたらす水辺空間や野生の生き物たちの棲息空間の確保が、治水・利水と並んで位置づけられることになった。

新しい河川法の制定によって、そういうことに法制度上はなったのだが、矢作川のように徹底的に利用されている河川において、環境が治水・利水の間で割り込む余地があるのだろうか。バケツの中の水にたとえて言うならば、矢作川というバケツはすでに利水と治水でいっぱいの状態にあり、そこに環境が割り込めば、水は溢れてこぼれる。

バケツの外へこぼれ出るのは、矢作川を独占利用してきた利水と治水の容量だろう。つまり利水や治水のあり方を新しい河川法の趣旨に沿って見直されなければ、矢作川の河川環境は成立する余地がないのである。

矢作川の実状にそくして言うなら、河口から34 km地点にある明治用水頭首工の下流には、いまだ河川維持流量が設定されていない。渇水の春には、同頭首工から下流へ流される水量が魚道の水量(毎秒0.62トン)だけになる日々がしばしばあった。アユやサツキマス等々の回遊魚が遡上し、生きながらえるには、非常に厳しい条件である。

矢作ダムは河口から80 km地点にある。矢作ダムと明治用水頭首工の間の約46 km区間の矢作川本流には、7つのダムがある。この46 km区間の矢作川は、農業用水、工業用水、水道用水、そして発電用水を運ぶ人工水路であるかのように、今も日常的に管理運用されている。水量の日夜較差、平日休日較差、季節較差はまことに大きい。大型発電所の直下流では、水量の日夜較差は数倍にもなる。人が利用する水辺空間としても、生物棲息空間としても、劣悪な状態が続いているのである。

上流域の森林の荒廃に関係があるように想像されるのだが、最近特に矢作ダム中・下流部の水質が悪くなってきた。降雨が終わったあとも矢作川の水がなかなか澄まない。そのうちにまた次の雨が降って、川の水が一年中濁っている感じだ。一連のダム群に降雨時のドロ濁りの水がたまり、矢作川の慢性汚濁をもたらしているのだろう。その点においては、最近の矢作川の水質は10年前に逆戻りした感じさえする。

当地には矢作川沿岸水質保全対策協議会(略称・矢水協)という官民一体の流域組織があ

る。農業・工業・水道の利水団体、矢作川水系の漁業団体、三河湾の漁業団体、源流域から河口までの市町村などが昭和44年に設立した“オール矢作川”的な組織で、現在の会員は52団体である。無秩序な開発行為を事前協議段階で規制する方法で、昭和40～50年代の矢作川の汚濁を抜本改善した実績がある。愛知県と各流域市町村が矢水協の同意なしには開発許可を出さないと約束したことにより、任意団体にすぎない矢水協が官庁の開発許可権限を事実上代行することになり、速効的な効果を上げることができた。

地方分権時代の進展に合わせて、矢水協が代行してきた権限代行は縮小され、県市町村が権限を回復していくことだろうが、事実上の権限委譲で楽をしてしまった県市町村側は、この30年間、河川環境行政の力量をたくわえることができなかった。新しい河川法が予定している生態学的視野での河川環境行政の方向へ、行政水準を高めることが、非常に難しい事情だ。超法規的存在の矢水協の運動は昭和40～50年代に速効的な効果を上げ、一つの時代の役割を今終えようとしているのだが、そんな事情があるので、県市町村側の権限回復はゆっくりしたスピードでしか進まないだろう。

さて、その矢水協の31回目の定期総会がこのほど安城市内の明治用水会館で開かれ、52団体中50団体が出席した。ほとんどの団体のトップが出席し、愛知県からは環境部長が来賓として出席した。平成12年度の「事業計画」審議の場面で、矢作川の生態系保全や水産資源保護の立場から、こんな要望やら意見やらを申し上げた。

第1に、最近の矢作川の水質は10年前に逆戻りしたかのようであるとの印象を述べ、一連のダム群から放出される慢性汚濁の水は田んぼには間に合っても、川の生物にはまことに不都合である旨を指摘した。また矢作川の大腸菌群が異常に多いことを指摘し、源流域の牧場地帯から出る畜産汚水が原因ではないか、と私見を述べた。

第2に、新しい河川法に合わせて、矢作ダムの運用を抜本的に改善するように要望した。現在の矢作ダムには、農業用水・工業用水・水道用水を確保するための利水容量と洪水をカットするための治水容量（ポケット）の二つの容量しか設定されていない。新しい河川法でいう「河川環境の保全」のために、新規に「環境容量」を矢作ダムに設定し、そのダム容量から、渇水時の回遊魚の遡上や降海に必要な水量を放出してほしいと述べた。現在、矢作ダムの水が尾張地方へ毎秒2.67トン（工業用水）も越境送水されているが、それが長良川河口堰建設による尾張地方の水余り現象で、矢作川へ戻されることになりそうだ。この機会を逃さずに、その毎秒2.67トンの水量を使って、矢作ダムに環境容量を設定する努力をしてほしいという提案をしたのである。

第3は、明治用水頭首工下流の河川維持流量についてである。最近では田植えが早まる傾向にあり、逆に回遊魚の遡上が遅れる傾向にあって、農業用水の最大需要期と回遊魚の最大遡上期が重なってしまった。農業用水の分水路ごとに稲作の品種を統一したり、休耕田を集めたりして、農業用水の節水に努めれば、明治用水頭首工下流の河川維持流量は確保できる。そういう内容の提案をしたのである。

この矢水協の総会の席では述べなかったが、矢水協の当初からの主要構成団体は農業団体と漁業団体である。ところが農業と漁業では、要求する水質の水準が違う。昭和40～50年代には、矢作川の水質が極端に悪かった。それで農・漁業団体が一致協力して公害反対運動に取り組んできたのだが、農業に必要な水質はまあ達成されたのではないかと。一方、川の漁業

や海（三河湾）の漁業は、今の水質では衰退はまぬがれない。農業と漁業の両団体が矢水協の旗の下に団結しているかに見えるが、漁業団体側は今の運動方針に不満であると思う。川や海の生態系を回復する視点が明確ではないのである。

矢作川は本流・支流に無数のダムを建設することによって、徹底的に水を利用してきた利水本位の川である。しかし、そのダムが生物棲息環境に及ぼしてきた日常的な影響については、ダムの最大の受益者である水力発電会社も農業団体も、そして矢水協もほとんど無関心だった。ダム管理を司る建設省の「ダム研究」も、まだ、矢作川には及んでいないようだ。新しい河川法の「河川環境の保全」は、矢作川においては、ダム運用の抜本改善なしには実現し得ないように思われる。矢作川環境と三河湾の環境保全の核心は「ダムの運用改善」にあると思う。

矢作ダムのバックウォーターのすぐ上流部に、岐阜県上矢作町小田子という古い宿場町(河口から 89 km 地点)がある。そこを流れる水は晴天時にはほとんど昔の矢作川のままだが、その水が総貯水量 8,000 万トンの矢作ダムに貯溜され放出されると、いくら晴天が続いても慢性的な汚濁の色がぬけない。そのダムの慢性汚濁の機構を解明し、解決策が事業化されなければならない。矢作川の漁業と三河湾の漁業が、矢作ダムなどの一連のダム群の「環境影響調査」を求めることになるだろう。

ダムは単に水質の慢性汚濁を引き起こしているだけではない。砂をダム湖内に貯め込み、ヘドロだけを下流に流す。矢作川でも三河湾でも明らかに砂が不足し、砂とヘドロのバランスが崩れてきた。それは矢作川の魚の産卵環境を破壊しているだけではない。河口域や三河湾ではシジミやアサリの窒息死を引き起こしている。水棲昆虫などの小生物の世界は、どれほどの被害を受けているのだろうか。またダムの直下流域では春先の水温の上昇が遅れて、そこは他の区域とは生態系が明確に違う。漁場が崩壊したまま放置されている。

新しい河川法の下で、これからのダム被害は土木工学と生態学の視野で解決しなければならないのだが、わが国の河川行政はいまだ生態学無視である。川や海の生態を直感的にとらえることができる漁業関係者の声を聞こうとしない。魚も遡上できないような魚道づくりに巨費を投じてしまう。

新しい河川法は「地域の意見を反映」した河川整備計画を定めることにしているが、その意見を聞くための審議会組織（豊川水系では「流域委員会」と呼ばれている）のメンバーを見てみると、旧態依然の各種団体代表や学者が多い。川や海の生態の実態を知っている人々がいない。新鮮さがない。古い河川法の時代をひきずっているのである。やがて建設省中部地方建設局は矢作川にも「流域委員会」を設置することだろうが、矢作川で治水・利水と並んで河川環境の保全を実現しようとするなら、河川利用率 50%というこの特殊な川の河川環境と生態を現地で掌握している人々に参加を求めるよう希望しておきたい。

〔豊田市矢作川研究所事務局長 矢作川漁業協同組合専務理事：〕
〒 471-0025 豊田市西町 2-19 豊田市職員会館 1F